

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に定める 手数料の額

本学における開示請求手数料及び開示実施手数料は、実費の範囲において、行政機関情報公開法第16条第1項の手数料の額を参酌し、静岡大学情報公開取扱規則別表に定める額としています。